

【足立区公契約等審議会】会議録

会 議 名	令和7年度 第3回 【足立区公契約等審議会】	
事 務 局	総務部 契約課	
開催年月日	令和8年2月9日（月）	
開催時間	午前10時00分 ～ 午前12時00分	
開催場所	足立区役所11階 入札室	
出席者	飯塚 優子 会長	鈴木 欽哉 委員
	秦 邦昭 委員	
欠席者	田中 真奈美 副会長	
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）定例審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 足立区立東湊江小学校改築工事 ・議案第2号 屋外防犯カメラ新設改修工事その5 ・議案第3号 足立区立鋸南自然の家大規模改修その他工事設計委託 ・議案第4号 「認知症予防 Web サイト」向け各種サービス提供等業務委託 ・議案第5号 介護保険業務委託 <p>3 報告事項</p> <p>（1）令和7年度の不調・不落について（12月31日現在）</p> <p>（2）指名停止措置状況について（11月～1月）</p> <p>（3）令和8年度労働報酬下限額について</p> <p>（4）入札制度改革の実施状況について（中間報告）</p> <p>4 その他事項</p> <p>5 閉会</p>	
資 料	公契約等審議会資料	

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

・会議の公開について

○飯塚会長

審議会は公開としますが、非公開情報に関する審議については、議事を非公開とします。

ー全委員了承ー

2 議事

(1) 定例審議

・定例審議抽出説明

○鈴木委員

定例審議案件の抽出理由ですが、工事契約案件と物品契約案件はともに、契約金額の大きいものや内容を確認したいものを抽出しました。

・工事契約3件

議案第1号 足立区立東湊江小学校改築工事

○工事契約係長

契約件名は足立区立東湊江小学校改築工事、契約方式は条件付一般競争入札となります。契約金額は6億1千万500万円、契約の相手方は、三浦・新井・丸中建設共同企業体となります。契約期間は令和6年12月10日から令和9年8月31日。工事の概要としましては、建築物等の解体、校舎・付属建物の新築、外構工事となります。競争入札参加資格の設定内容ですが、事業者は、区内の本店・支店の登録のある事業者を構成とした三者構成による建設共同企業体ということで、各グループに応じた共同運営格付及び出資比率に応じた最高完成工事高の実績を求めています。また、この案件については受注件数の制限を行っております。6ページの方に記載があります2案件に対して行っております。続いて競争入札参加資格の審

査結果です。3者の共同企業体の選定を行っております。入札見積経過調書については13ページのとおりです。

○秦委員

工事契約金額としては6億1千万円で大きいのですが、この数年あまり小学校の大型の工事がなかったように思います。そうするとだいぶ経っているので、その間に工事環境が大きく変わってきています。学校だから、規模によって随分と違ってくるのはありますけれども、この10年ぐらい見た中で、今回は大幅に上がっているのかどうかですが、どんな感じですか。工事の規模として6億1千万円は。

○東部地区建設課長

直近でいきますと、東湊江小学校の前が、東綾瀬中学校の改築工事をやっております。その時に、建築だけでいくとその時は約50億円でございます。

○秦委員

いつですか。

○東部地区建設課長

令和4年です。その50億円については、解体を含んでいないので、数字だけで比較をすることはできませんが、最近では材料費や人件費が上がっているため、軒並み起工金額としては上がってきているという状況は変わりません。

○飯塚会長

解体工事と新築工事は、別に工事することもあると思うんですけども、今回一緒に工事をしているのは、何か理由があるのですか。

○東部地区建設課長

当初は、施設のプールを壊して、そこに仮設の校舎を建てて、自分の敷地の中で建て替え工

事を進めていく予定でした。しかし仮設の計画が、契約が不調になってしまって、仮設の計画が立たなくなったという状況になります。その次に、そうしてしまうと計画を1年ずらすべきなのか、それとも先ほどお話しした、東綾瀬中学校の仮設を違う場所で建てていた状況があったので、そこを使って、仮設の校舎に学校を1回移転するというか、引っ越して敷地の中だけで純粋に建物の工事だけをしてしまおうといった時に、どういう形がいいのかといった時に、今回は学校を一時移転して、今、使っている東綾瀬中学校の仮設校舎を仮設校舎としました。そして計画通りに進めていこうというところで、契約期間について仮設の不調分の期間で半年ぐらいかかってしまったところを盛り返すために、建築工事と解体工事を今回は一緒にさせていただいたという形になります。

○鈴木委員

入札でJVが3グループ入ってきたのですが、これは大体想像どおりでしょうか。足立区の中の業者でいうと、JVをつくる元となるそれなりの規模の建設会社はそんな多くないので、大体そんなものでしょうかね。

○東部地区建設課長

足立区の上位の会社の方でJVを組んでいただいています。

○鈴木委員

そういう意味では競争はあまり高くないので、金額の規模も60億から70億という範囲で言えば、やっぱりそんなに安く札を入れてくるということは考えにくいというような、一般論で言うとそんな感じで計画は組まれたのでしょうか。

○東部地区建設課長

業者の問題というか、適正に金額を積み上げ

たつもりではあります。

○秦委員

6年度で大規模工事、上位3つの工事を取ると、どのくらいの金額になっていますか。

○東部地区建設課長

1番大きいのはこの工事で60億円です。その次は第3上沼田保育園と、高野小学校のグラウンド改修です。

○秦委員

解体工事ですが、足立区の特徴として解体業者が非常に多くて、解体工事になると価格が大幅に下がります。別に契約すると、おそらく入札金額はぐっと下がって、経済面から見ると相対的に有利になると思うんです。合体するとそれが消えてしまうので、今おっしゃったように期間の節約の問題があるので、また別の要素もあると思いますけれども、価格による節減効果、別にやることを検討されたでしょうか。

○東部地区建設課長

この案件で、検討したというか、この件で別で発注すればいくらかいなっただろうという検討はしていませんけれども、基本は別途発注は進めていきたいと考えます。ただし今回につきましては、スケジュールの問題とかもあったので、一体で発注をかせさせていただいたところなんです。

○秦委員

学校の工事は、立派な作りになっているのが多いです。金額はすごく上がっていくので、節減方策は、どのように取られていますか。

○東部地区建設課建築第一係長

今、秦委員がおっしゃっていただいたような、解体工事でも、よく低入札とかで20%ぐらい下

がることを見込んでいるんですけども、一方で学校の新築というのは結構99%ぐらいで落札されることが非常に多いんです。けれども、今回は結果としては落札価格が96%ぐらいになっているところがあって、全体としては2億円ぐらい下がっています。通常、解体で今回発注した場合は6億ぐらいになるという想定ではあったんですけども、そういった中で20%ぐらいとなると、1億2000万円ぐらいになるんです。そういった意味では、今回1本で発注した時に、全体として4%ぐらい下がっているんで、最初は99%で決まる可能性もあったんですけども、実質としては落札率としては、4%2億ぐらい下がっているんで、そういった解体で見込めなかったものというのは、今回の案件に関しては、普通の新築の発注に対しては、いつもよりは落札率が低くなったというように見ているので、結果としては解体分の費用というのはいくらか下がったのかなというように考えています。

○秦委員

この学校の工事の入札は99%で、100%近いところが多いんですけども、今回は96%とだいぶ下がっているんですけども、この原因はどう考えられますか。

○東部地区建設課建築第一係長

解体工事を含んでいるのが、1つの要因にあると思います。

○秦委員

東湊江小学校の令和3年頃は、600人ぐらいの生徒数です。それがこの当時に520人、80人も大幅に減っています。18クラスを前提に作っているんで、おそらくその人数を多く見られています。現実には少子化はさらに進んでいきます。おそらく悲観的な数字になると思います。将来を見込んだ形で長期計画の中で

学校の建設、統廃合も含めて検討されていると思いますが、どういう考えで作られていますか。

○東部地区建設課建築第一係長

計画段階からの話しでいきますと、元々580人ぐらいの生徒がいて、そうすると18クラスで足りるんですけども、今後の20年ぐらい推移を見ていた時に、ピーク時で24クラスという見込みもありました。それは、その地域に属する子供たちが100%、その学校を選んだ場合に、そういった想定がされていました。計画としては18クラスとなっているんですけども、他の用途に使える部屋というのをいくらか作りまして、それが6クラス分くらい増やすこともできる状態で、最大24クラスまで対応できる学校として計画しておりました。通常、その地域で、その学校を選ぶのが70から80%ぐらいの見込みでいくと、18クラスで足りるんですけども、実際に100%選ばれると、24クラス必要になってくるという想定がありました。結構、新築の学校になると、そこを選ぶ方が多くなってきたりとか、隣の学校の児童がそこを選ぶことも多くなるので、そういったところも踏まえて、最大24クラスで対応できるような作りになっています。

○鈴木委員

新築工事で行くと、そういった児童の減少なんか踏まえると、地域でその小学校を有効に活用するという意味で、校舎新築の内容を見ると、防災備蓄倉庫を作るとか、屋上プールというのは、田舎だったらちょっと考えられないんですけども、東京だから屋上プールとか、要するに地域がその小学校を利用するみたいなことというのもそれなりに想定して作るようにされているのでしょうか。

○東部地区建設課長

今は学校開放という形で校庭や体育館だけ

でなくて、教室も貸出しの中に入っておりますので、利用についての外への解放をやっているところです。

○鈴木委員

小学校で事件が起こると大変なので、きちっとセキュリティをしっかりとしないといけないんだけど、先生と生徒だけで全部まわすと、地域が逆に利用できないということになるので、その辺の兼ね合いは難しいですね。

○総務部長

学校の場合は避難所にもなります。逆になくすとなると避難所が無くなってしまうので、その代替えはどうなるんだということをよく地域の方から言ってくるということがありますので、地域とどう共存していくかというところがいつもテーマとして考えています。

議案第2号 屋外防犯カメラ新設改修工事その5

○工事契約係長

契約件名は屋外防犯カメラ新設改修工事です。契約方式は公募型指名競争入札、契約金額は3275万円、契約の相手方は株式会社プログレスで区内の事業者となります。契約期間は令和6年12月5日から令和7年3月7日です。工事の概要としましては、屋外防犯カメラの改修となります。合計で54台となっております。競争入札参加資格の設定内容です。区内事業者認定基準による区内本店・支店の事業者として認定された事業者を対象としています。申込日現在で対象業種が電話・通信の共同運営の順位格付を有している事業者、また情報セキュリティマネジメントシステム等、セキュリティの認定資格を有している事業者を対象しております。また、開札日現在で過去7年以内に足立区あるいは他官公庁から直接受注した防犯カメラの工事の契約実績を必要として

います。続きまして競争入札参加資格の審査結果です。事業者として、8者を選定しております。入札希望事業者は6者、辞退が2者います。入札経過としましては27ページとおります。

○秦委員

区内全体で見ると、令和7年3月31日現在で1285台あります。令和6年度で54台の設置か取り換えがあります。全体の防犯カメラの設置計画からすると、どのくらい見込まれて、今後どういう防犯カメラの設置計画があるのでしょうか。

○安全設備課長

防犯カメラは、我々の屋外防犯カメラとか、危機管理で管理している繁華街の定点カメラとか、商店街や町会で管理しているカメラ等があります。将来的に、どのくらいの密度でどのくらい付けていくかということについては、今、危機管理部の方で検討していますので、そちらの方の推移を見守っていきたいというように考えております。

○秦委員

ということは、屋外防犯カメラの設置が1300台くらいあるんですけども、令和6年度は54台とずいぶん少ないんです。耐用年数でいくと5・6年ですから、そうすると200台とか250台を入れ替えするなりしなくてはいけないと思うのですが。

○安全設備課長

令和6年度のカメラの設置につきましては、新規では54台なのですが、更新の方でちょうど令和元年ぐらいから防犯カメラの一元化をやり出していて、防犯カメラの耐用年数が約5年ということになっております。令和6年度から更新が始まっています、令和6年度のカメラの更新台数が約230台でした。なので、

令和6年度の総数は、更新と新規と合わせて300台くらいの工事をさせていただいております。

○秦委員

26ページを見ると、足立の場合には電気業者が結構多くて、競争性があって随分たくさんが入札して落札率が結構低かったりするんですけども、まさにその典型的数字が出ています。指名競争入札が8者で、落札率が88.36%で、最低制限未満が2社と競争状況にあって価格が下がっています。競争環境をできるだけ広く取ろうと考える典型的な形になっています。

○鈴木委員

入札要件と直接は関係ないんですけども、いわゆる事件が起きた時に警察側が防犯カメラを使って追跡調査をするというような一例を上げると、結局、足立区として設置した防犯カメラをどうやって活用するかというところは、行政の方で連携は取れているのでしょうか。例えばこの業者はその連携に使えないとかです、それは多分ないと思うんですけども、普通に防犯カメラを業者が設置するだけだということに考えれば、その連携がきちんとできていれば、それはおのずとルールに従って使いますということになると思うんですけども、その辺はどんな感じなんですか。

○安全設備課長

防犯カメラにつきましては、今は区内で千数百台あるのですが、全て一元化でデータの方は管理ができています。警察の方も、令和6年度につきましては、5500件のデータの照会がありました。そちらの方のデータの回答は2日以内に警察には返せていまして、今、犯罪の解決には、防犯カメラの映像のリレー操作というもので、経路を追いながら解決していくという

のが検挙率に貢献しているみたいですよ。それなりに連携ができていまして、警察の方にも、きちんと回答ができていているという状況になっております。

○鈴木委員

逆に一元管理だと、全然関係のない興味で持って、その防犯カメラの映像を見るみたいなことも可能なのですか。警察と関係なく。

○安全設備課長

全国から、警察、裁判、弁護士会、この3つの団体に限って、回答をするというような要項でしっかり情報の管理をしております。全て照会文章ということで、公印のついたものを確認してデータを出していますので、闇雲にデータを出すということは一切しておりません。

○飯塚会長

今回、入札の価格が最低制限未満から超過まで結構幅広いんですが、考えられることとして何か理由はあるのでしょうか。

○工事契約係長

この案件については、予定価格が公表の案件ですので、どこまで攻めてくるのかというところでの結果かなと思います。

○秦委員

北千住の防犯カメラの設置台数は122台なのですが、足立の表看板というのは北千住じゃないですか。そこを犯罪がないようにする、いかに抑えるかというのは区の重要施策だと思います。そういった意味では防犯カメラをたくさん設置してPRして、事故を起こさないように未然に防止していくのがものすごく重要どころだと思いますが、どのくらいの計画を立てられているのですか。122台では、あの密集地域では随分少ないなと思いますけれど

も。

○安全設備課設備管理係長

計画自体は管理の方で進めている形なので、これからA Iも活用しながら、空白地域等、犯罪の地域を埋めていくという話しは伺っているので、千住についてもまだこれから増えていくのと、試験的に新しいカメラをつけたというお話しも管理から頂いていますので、間違いなく千住については、これからも力を入れてやっていく地域になっています。

○秦委員

1 2 2 台では少ない感じなんです。あの密集地からすると。

○安全設備課設備管理係長

道が入り組んでいるのと、どうしても私道上に設置というのが区では出来ないの、あくまでも公道・区道上に設置をしています。飲み横とかは多かったですけれども、メインのアーケードの商店街については、区ではなくて商店街の方で管理していたりで、あくまでも今の1 2 2 台は区で管理しているものです。

議案第3号 足立区鋸南自然の家大規模改修 その他工事設計委託

○工事契約係長

契約件名は足立区鋸南自然の家大規模改修その他工事設計委託です。契約方式は指名競争入札。契約金額は1億1660万円。契約の相手方は株式会社綜企画設計東京支店で、区外の事業者となります。履行場所は千葉県安房郡鋸南町にある足立区立鋸南自然の家となります。契約期間は令和6年12月10日から令和8年1月30日となっております。概要としましては、施設の老朽化に伴う建築・機械設備・電気設備の改修工事設計となります。その他といたしまして太陽光発電設備設置可否検討という

内容があります。指名事業者については10者を指名しました。入札の経過につきましては33ページとなります。

○秦委員

鋸南の自然の家は台風の影響で随分と被害を受け、その大規模修繕をやっています。今回の工事設計はそれと関係ないのですか。災害があった時のほうはもう直して、今回はもっと大きな修繕をするということですか。

○中部地区建設課長

災害を受けた時にガラスですとか、ダメージ受けたところは直して再開したということになるかと思いますが、今回は、約30年経つので、老朽化した箇所改修です。

○秦委員

設計の話なので、足立区では設計は非常に弱くて、なかなか区内で取れなくて、区外でもなかなか落札にならない。入札がそもそもが成立しないような事案が非常に多い中で、この指名されてはいるんですけども、結構入札しているんですね。33ページで行くと5者、オーバーしているので、どう考えるかというのは別にあるとしても、少なくとも入札はしていて辞退は半分くらいあるという状況なのですが、これはどう考えればいいんですか。足立区で設計を頼むとなかなか入札に参加してくれない、あるいは不調になる例が多いです。けれども、この場合には結構多く入札している。しかも場所は足立区ではなくて鋸南だから不便なところ。設計だから場所に関係なく事務所のできる、こういう施設というのは結構簡単にできるので入札しやすいというように考えるのか、そこはどう考えられますか。

○工事契約係長

案件自体は、実は3回不調になっていて、一

般競争入札で3回やっているんですけども決まらずで、最後は指名競争入札に切り替えての入札になっています。

○鈴木委員

これだけの工期の改修工事の設計で、その期間が令和6年12月10日から令和8年1月30日と、なんとなく改修工事そのものかなって一瞬思ったこともあったんですけども、設計期間としては、これだけの改修ではこれだけの期間がかかるのですか。素人目にはなんか長いなって気がするんですけども、その辺はいかがですか。これは大体一般論としては、もう当然だというように考えるのでしょうか。

○中部地区建設課長

概ねマニュアル化された工期でやっていますので、設計というよりも様々な調査、例えばアスベストですとか化学物質の調査とかがあるので、我々としては妥当だったかなというように考えております。

○鈴木委員

今のところ、業者に短かくお願いするというモチベーションはないということですかね。要するに、今から設計して、工事の契約も次に控えているから、段取りよくやっていく中で、緊急性はないと考えてよろしいんですかね。

○中部地区建設課長

約30年経った施設の大規模改修なので、今、施設を休んでいるところがあるので、なるべく早めにやらないといけないというところはあるかと思うんですけども、今、代替施設として国の施設ですとか、そういうもので一応教育委員会で対応しているので、どうしてもすぐに終わらせなければいけないということではありません。工期上はもう設計自体は終わって

います。

○飯塚委員

この次の工事の契約ですけれども、やっぱり東京の事業者だと、そこまで行くのに費用が結構かかったりすると思うんですけども、地元の事業者の活用とかそういったことも考えていらっしゃいますか。

○中部地区建設課長

今の状況ですが、先日教育委員会の方も、元々31億円だったものが、設計をして50億になっているので、少し立ち止まって、これをやるべきなのかっていうところを考えているところです。まだ、来年度の予算を取っていないので、工事を発注するというのも、まだ確定したということではございません。業者については、千葉の業者がいいのか、こちらの業者を連れていった方がいいかというところはかなり悩ましいところだと思うんですけども、今、契約で不調がある中で突然に千葉の業者を入れて入札をしても、手をあげないだろうとか、地元の業者が行ったら出張費がかかるだろうとか、様々なことが考えられるので、そこはよく検討する必要があるかなというように考えております。

○秦委員

さっきの話して、入札で当初3回不調になって指名競争入札に切り替えて、これでいくと5者から入札があったということなんですけれども、3回不調があったにも関わらず指名競争入札にしたらこれだけの入札があるというのは、なんか変更があったのですか。例えば予定価格を下げるのかなんか理由があるのですか。普通、不調が続いて指名競争にしても魅力がないと考え、普通は入札してこないと思うのですが。

○工事契約係長

多分、公募でやる場合は、詳細な内容が分からない中で、入札の希望の手を上げて、その後に詳細な集計図書の確認ができますが、指名の場合は指名した段階でその辺りが見えているので、その違いかなと思います。

○中部地区建設課建設第二係長

補足させていただきますと、3回の不調の経緯なんですけれども、1回目が50位までが対象で1者のみ申し込みがあり、2回目については100位まで幅を広げて行いました。その時には、逆に幅を広げたんですけれども申し込みがなかった状況です。その時に業者に聞き取ったんですけれども、年度の初めに契約の手続きを進めた中で、他のところで決まってしまうりだとかで、技術者の手が足りない、そういったヒアリングができました。そういった中で、年度初めにやっていた時は、令和6年度中の工期で設定していたんですけれども、時期を半年ほどずらして、令和7年度中までという形で、委託の期間を少し伸ばした、あと発注時期をずらした、そういった経緯はあります。その中でも3回目はまだ手が上がらなかったなので、その経緯を踏えて指名という形でやり方を変えました。

○秦委員

そうすると条件をどんどん変えていっているにもかかわらずダメで、指名競争にすると入札してくるっていうのは、どう考えればいいのですか。

○中部地区建設課建設第二係長

時期を変えて、技術者の手が空いた時です。

○秦委員

技術者が開いた時に、たまたまタイミングとして指名をしてそれがあったということなの

ですか。

○中部地区建設課長

今、不調が続くので、営繕部門としては、どういう形であれば、落札してくれるのかということ、できる限りヒアリングをしています。先ほど申しあげましたように、技術者が足りないですとか、当然に工事が多くて、設計事務所が少ないという現状があるんですけども、やはり発注時期、役所の場合は、4月に予算がついて発注するというものが多いんですけども、同じ役所でみんな同じ動きを取っていると、やはり4月から5月くらいに入札が多いんです。それは重なってしまうので、ずらしてくれというようなオーダーがあります。ですので、債務負担を取って、年度より少し前に出すとか、様々な工夫をしているんですけども、他の行政でも同じ工夫をしているので、結果的になかなかうまくいかないことだと思います。発注の時期、タイミング、そこが難しいところです。

○秦委員

今、足立区でも負担行為で弾力的にするようになってきています。特に設計の不調が多い、しかも価格の大きいのがあるんですけども、時期のタイミングを弾力的にすればするほど、入札環境として整ってくるというのは、一般的に言えることですか。今の話を聞いていると、入札してくれて落札するのが望ましいので、そもそも入札もなかなか無いといった時に、どういう風に魅力的なものにするかを考えると、タイミングの問題であれば、足立区でもやれているので、発注時期の弾力化をもう少しウエートを大きくしていくということを考えれば、少なくとも入札環境の改善にはなると一般的に考えていいですか。

○中部地区建設課長

発注時期をずらすというのは、業界からも言われていますので必要なことだと思います。ただ発注を色々な行政でずらしていきますと、また同じことが起きてきます。足立区だけがやっている足立区に来てくれるかもしれませんが、23区の中でも同じことを考えて債務負担行為を取って少しずらそうとするのです。本当にやはりタイミング、他の物件を落とせなかったのが、ここがあったからこれを取ろうとかいうのは、本当にタイミングじゃないのかという話しはよく聞きます。

○秦委員

ヒアリングをして、もう少し弾力的にやっていくというのが1番いいのですか。

○中部地区建設課長

やはり少しずらして、重ならないようにするというのは必要です。

○鈴木委員

この金額だと、予定価格が事後公表になると思うんですけども、事前公表だったらもっと応札してくるということはあるのですか。その設計で、あまり価格に関係ないのですか。今のタイミング、どの時期に発注をかけるかということの方が重要なように、今は理解したのですが、価格の面というのは何か影響がありますか。不調・不落のところでの関係でいうと。

○契約課長

多少はあるのかもしれないですけども、その他の要素が大きいのではないかとはいけません。人手が足りないというのはよく聞きますし、設計だとそもそも足立区の業者はほとんどいないので、23区の他の自治体と取り合いになっている状況です。予定価格を先に出して競争が高まるかというところとどうかなとは思いますが。

・物品契約2件

議案第4号 「認知症予防Webサイト」向け各種サービス提供等業務委託

○物品契約係長

契約件名が「認知症予防Webサイト」向け各種サービス提供等業務委託、契約方式は随意契約2号、契約種別は委託、契約金額は1655万円余、契約相手は一般社団法人MC Iリング、区外業者となります。契約の概要は、ウェブサイトの初期構築費用、コンテンツ利用料、保守等が含まれている契約となります。随意契約で2号につきましては、MC Iリングが提供するウェブサイトが、唯一無二のコンテンツということで、2号随契として契約しております。審議対象としましては、入札の結果については特命随意契約になりますので60ページの随意契約決定書・業者表のとおりとなります。

○秦委員

認知症対策は身につまされるようなところがあるし、ニーズがものすごく多いと思いますので、こういうことをやるというのは本当にニーズにあった素晴らしいことだと思います。MC Iリングになっているんですけども、中身を見ると、色々なサービスを寄り集めているところがあります。オンライン動画配信サービスはニッセイ情報テクノロジーでやっていますし、暮らしの脳トレもニッセイ情報テクノロジーでやっているし、コグニトラックス・フォ・シチズンについてはヘルス・ソリューションです。これもニッセイでもやっていますよね。J-MC Iはワールドプランニングでそれぞれがやっていて、一般社団法人MC Iリングは何ですかという状況なんですけれども、しかも随契で1社になっています。これでいくとニッセイ情報テクノロジーがこの使用業務サービスの中の4つを担当しているんですよ。コグニトラックス・フォ・シチズンもニッセイ情報テクノロジーでやっています。J-MC Iサービ

スだけは違いますけれども、これは医者への対応の関係があると思うんですけれども、そうやって考えるとニッセイ情報テクノロジーの方がより密接度高そうに思うんですけれども、MC I リングに随意契約で一社にしているその理由は何ですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

この契約につきましては、一般社団法人MC I リングの代表を務めます筑波大学名誉教授の朝田隆先生と足立区で包括連携協定を、この事業をやるにあたって締結しております。MC I リングは先ほど言った朝田隆先生が代表を務める団体でして、ニッセイ情報テクノロジーもこのMC I リングの加盟企業グループとして、会員として入っていただいております。そのMC I リングの先生が監修し提供するサービスの中で、今回のオンライン動画配信サービス、暮らしの脳トレ、あとはJ-MC I というところも使わせていただく、そういう意味でMC I リングと我々の方で契約を結ばせていただきました。

○秦委員

これはプロポーザルにはしていないのですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

はい。プロポーザルにはしていませんでした。

○秦委員

朝田教授との個人的なつながりで、ここにしているということになるのですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

個人的なつながりと言いますか、朝田先生が

国内での認知症の権威の先生です。それぞれに朝田教授が関係しております。

○秦委員

オンライン動画配信サービスも暮らしの脳トレもコグニトラクス・フォ・シチズンもそれぞれ朝田教授が関係されて監修されたりしているんですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

認知症予防をうたっている脳トレですとか体操動画とかそういったコンテンツというのは世の中にたくさんあるのですけれども、エビデンスの部分が担保されていなかったり、そこが弱い部分があります。行政として、こうしたサービスを提供するには一定程度の質の担保がないとならないところで、先生にこのサービス全体を監修いただいて、品質を担保するため選ばせていただいております。

○秦委員

この内容から行くと、ニッセイ情報テクノロジーが、4つの業務のうち3つを自らサービス提供されていて、その背景に朝田教授がおそらく見えると思います。いろんなところに朝田教授が関係されているので、そこを通じても良さそうですけれども、その場合のその判断というのは全くされてないのですか。MC I とも朝田教授とのつながりで朝田教授がここがいいとおっしゃったので、ここにしましたということですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

まずニッセイ情報テクノロジーは、サービスを提供している企業の1つではあるんですけれども、実際そのサービスの中身の部分を監修しているのは朝田先生になります。そしてニッ

セイ情報テクノロジーが提供するサービス以外のJ-MC Iの認知症リスクを3段階で判定するチェックプログラムなんですけども、こちらについてはニッセイが提供しているものではない別のサービスになります。そういった複数のサービスを総括的に区として提供するには、個々の企業ではなく、朝田先生が代表を務めるMC Iリングと今回契約を結ばせていただきました。

○秦委員

足立区と朝田教授で結んでいる包括連携協定とは、どういう協定ですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

介護予防、認知予防施策を一体的に推進するための協定で、この新しいコンテンツを使ったあだち脳活ラボを使ったデータの蓄積ができるようになっていきますので、そのデータを使った足立区の施策分析、そういったところにも、ご協力いただく予定で考えています。

○秦委員

プロポーザルみたいに、他者の選択の余地はなかったということですか。それだから随契になっているのですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

はい。今回提供しているコンテンツはMC Iリングが提供しているサービスしかないものです。

○秦委員

足立区とMC Iリングで契約を結んで、支払いはMC Iリングにされています。ところが利用契約については、オンライン動画配信サービスはニッセイ情報テクノロジーと利用契約を

結んでいます。暮らしの脳トレウェブサービスについてもニッセイ情報テクノロジーと結んでいます。それからコグニトラック・フォ・シチズンについてはヘルス・ソリューションと利用契約を結んでいます。J-MC Iサービスはワールドプランニングと結んでいます。利用契約はそれぞれのサービスごとに結んでいて、全体の支払いについては一般社団法人MC Iリングが行っています。そうするとMC Iリングとそれぞれのサービスを提供する会社との関係というのは、委託契約になっているのですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

加盟企業という扱いなので、MC Iリングが委託しているということではないと思います。

○秦委員

足立区と契約を結んでいるのは一般社団法人MC Iリングです。そして区民が利用する時には、ニッセイ情報テクノロジーやヘルス・ソリューションやワールドプランニングを通じてやっています。MC Iリングと3者とはどういう関係なのですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

加盟企業が提供するサービスの監修や品質担保というところを、MC Iリングとして持っています。

○秦委員

それは必要なのですか。全体のアレンジというのは分かるのですが、その役割はどうなっているのですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

加盟企業が提供するサービスに対して、学術

的に朝田教授が内容を監修し品質を担保するという関係にあります。

○秦委員

オンライン動画配信サービスを提供するというのは、ニッセイ情報テクノロジーの方でやっていますよね。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

サービス提供はそうですが、その流すサービスの中身の部分の監修というのは動画もコグニトラックスの方も朝田先生の方でやっています。

○秦委員

ニッセイ情報テクノロジーで出しているオンライン動画配信サービスと、足立区が提供している朝田教授の関与されるオンライン動画配信サービスとは内容が違うんですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

同じです。

○秦委員

当然同じはずですから、ということはニッセイ情報テクノロジーで全部できるんでしょう。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

できません。J-MCIは違います。

○秦委員

ニッセイ情報テクノロジーのオンライン動画配信サービスは全部そこでできますよね。それから暮らしの脳トレWEBもニッセイ情報テクノロジーができますね。それからコグニト

ラックスはヘルス・ソリューションが全部できますよね。J-MCIサービスもワールドプランニングが全部できますよね。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

そうですね。ただ我々としては、個々のサービスを1つ1つ提供するのではなく、足立区のLINE公式アカウントとしてあだち脳活ラボというプラットフォームがあります。そのあだち脳活ラボを通して、区民の方に利用していただくサービスの1つに、動画であったり、J-MCIがあります。

○秦委員

脳活ラボをMCIリングが担って、全体の取りまとめ役をするので、そこに発注したということになると思うんですけども、それでいくと中心になるのは9、10なのですか。この34ページの足立区がMCIリングと契約を結んだ主たる内容は、メッセージ案内対応と保守・管理、共通基盤を作るためのシステムの連絡調整をやっているのがMCIリングと考えればいいのですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

そうですね。個々のコンテンツを総合的に見て、それに合わせて本人へのメッセージのアプローチですとか、フォローをするというのは、MCIリングになっています。

○秦委員

例えば認知症予防動画配信が185万円で、コンテンツ利用料が60万円とあります。暮らしの脳トレが185万円で、コンテンツ利用料が42万円、コグニトラックスが102万円と7万円、J-MCIが591万円と107万円とあります。これは個々の企業の提供するサー

ビスですね。これについて直接やる場合とMC I リングを通じてやる場合で、契約金額が変わってくるのですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

前提として、個々のサービスを1つ1つ契約して、区民の方に動画は動画で、脳トレは脳トレでやるのではなく、脳活ラボというプラットフォームにお互いのデータを脳蓄積するという契約が、今回の契約とは別にございます。朝田先生が総合監修するというのは、その動画の監修だけではなく、動画とか脳トレの組み合わせの状況ですとか、脳活ラボそのものの利用状況を踏まえて、どういうふう施策を打ったらいいかとか、そういうアドバイザーをしていただくということも含めて協定を結んでいます。個々の契約を結ぶだけではなく、お互いのコンテンツの相関関係も含めてみますので、個別に契約をすればいいという判断ではないと考えております。

○秦委員

ニッセイ情報テクノロジーと契約すると、おそらくニッセイみたいな大規模なところは全部やっちゃうんですね。だからおそらく同じようなサービスは提供できると思うんです。そういうところで、プロポーザルも受けずにここだけでやっているところに、競争性がなかったのかあったのかを知りたいのです。朝田教授との繋がりでやっていて、ここだけしかないというように考えて随契をされているんですけれども、果たして他になかったのかというと、ありうるのではないかという感じはするんですけれども、そこはないと言えるのかどうかを一生懸命に聞いているんですけれども。おそらくニッセイ情報テクノロジーだったら、同じようなことをやろうと思ったら、あれだけの日本有数の企業ですから、おそらくできちゃうと思

ます。そういうサービス提供をやられていないのか、より朝田教授との繋がりが深くて、ありとあらゆるところが全部、朝田教授が関係しているのだから、直接繋がりを持ってやる方が足立区としてはよりベストな選択なので、随契で選んでいるということだろうと思うんですけども、それでいいのかなというところが気になったのです。朝田教授との包括契約というのは、どういう契約になっているのですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

協定です。

○秦委員

協定で、なんかサービス提供を受けられているのですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

包括連携協定は、区の介護認知政策を推進するにあたって、個々具体的なサービスの提供とかそういったとこまでは踏み込んで書いておりません。協定項目がいくつかありまして、介護予防と認知予防に関する普及啓発に関するものであったり、脳活ラボを活用した調査研究に関する事、学術支援に関する事について、相互に連携してやっていきたいと思いますということを書せていただいております。

○秦委員

認知症関係を調べれば、教授の名前が全面に出てくるので、第一人者として直接に繋がっているのは、ものすごく重要なことだと思います。認知症普及対策では重要な施策をやられているとは思いますが。

○総務部長

もしかしたら、時代が進むとそれが一般化し

た知識になって、こういったことをできる事業者とかもトータルで出てくるかもしれません。今は学識に手伝っていただいて、ちゃんとエビデンスを背景にしたパッケージを組めるところがあるかっていうと、多分無いと判断したと思うのです。認知症はこれだけ知られているものではあるけれども、エビデンスに基づいたいくつものコンテンツを結びつけたトータルサービスみたいなものというのは、今のところ見当たらなかったと判断したと思います。今後もしかしたらプロポーザルで、次の新たな事業者や団体もということは大いにありうる話かなと思います。

○鈴木委員

ちなみに、区民はどの程度、利用されているのですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係主事

今日時点の脳トレの利用者数に関しましては、実人数で申しますと2800人程度、少なからず1回は利用されているというようなところになっています。

○鈴木委員

一般的に認知症は知られているんですけども、本当にそれに関わってしまうと本当にこれしかないという世界なのです。要するに自分たちが何か選ぼうと思っても選べない。もうこれしかないですよという提供の仕方しか今はないのです。要するに何を言いたいかという1番いいのは、もちろん直す薬が出てくれば1番いいのですけれども、それはまだ期待できないので色々なことが今、思考錯誤で進められているので、もっとそういうことが進んでいけば、また別な世界になってくると思うので、そこはやっぱり担当部局としてその辺りはよく見ていただいて、足立区民に提供できるサービスが

出てくれば、もっと広げていくということやっていただきたいと思っています。とにかく本当に知られている割には、何か関係しようと思った時に、これしか選べないという世界なんです。それはよく分かっていたきたいです。だからむやみやたらに足立区に色々な情報を流すという意味ではなくて、例えば私でも地域包括からアンケートなどが来るんです。そして回答して、まだ私は認知症は大丈夫ですということももらうので、少しはその部分は安心しているのですが、行政として一生懸命にやっているというのは分かるんですけども、そこは誤解をあえて言いますと、無駄なことをやっている可能性もあるので、そこはしっかり見ていただきたいと思っています。無駄なことは絶対ないと思うので、そこはしっかり進めていただきたいと思っています。

○秦委員

認知症予備軍の人に対してアクセスして、できるだけ改善していくということだと思うのですが、高齢者というのはLINEの利用というのはそんな多くないです。私もLINEをやっていないので、LINEで調べようと思ったら全く動かないんです。だからせっかくものすごく広がっている色々なサービス提供がLINEでしかできないので、LINEの使える機器の提供もされていますので、それをできるようにしますよということであるんでしょうけれども、もっと用途を広げるということはどうですか。例えば足立区認知症への取り組みがホームページの中に出ているじゃないですか。この中で、いざこういう話しになると、みんなLINEに行ってくださいということになって、LINEから先に進めないんです。LINEを利用している人はいいんでしょうけれども。高齢者はもっと多様な用途に合わせてやらざるを得ないので、LINEをやっている人なんて少ないと思うんです。高齢者だから、

利用の手段というのをもっと広げることにはできないのですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

L I N Eの利用率に関しては、総務省であったり、他の民間の研究所の方でも発表がありまして、60代の方はもう9割近く使われているということです。70代も7割と、年齢が上がるにつれて下がってはいるんですけども、一般のSNSよりはL I N Eは普及率が高いというように我々は見えています。これまで足立区の方では、対面型のアナログの事業を展開していて、多くて実質1000人ぐらいの方としか事業で接することができなかったのです。高齢者人口が増えていく中で、より多くの方に早いうちから、いろんな選択肢があるようにというところで、新たな介護予防、認知予防を選択していただくということで、この普及率をもってL I N Eを採用させていただいております。コンテンツの方も随時、見直しは必要かなと思っております。また速やかに情報を届けるということでも、これからは紙媒体に加えてこういう電子媒体での情報発信というところも、我々高齢部局の方も力を入れていかなければいけないという考えで新たに始めさせてもらっています。そして1000人程度のところから、今は2000人の方に使っていただいています。登録者数で言いますと高齢者の方4500人近くの方に使っていただいています。もちろんこの提供する体操の動画とか脳トレのコンテンツだけではなくて、電子とリアルを掛け合わせて脳括ラボを使って、お家から出て外出を促すような仕掛けも取り組んでいますので、そこについても一定程度の数としての成果は出てきているところでございます。

○秦委員

足立区の認知症への取り組みで、ホームペー

ジにたくさん出ているんですけども、この中にJ-MC Iサービスの提供に直接利用できるというのはあるんですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

今はこのあだち脳活ラボのL I N Eを通して提供しているものなんですけれども、今後は例えば区内の地域学習センターで高齢者向けの講座を開催する時に、この脳括ラボで提供している専門講師の方がやる動画コンテンツを無償で使えるようにして、例えば脳括ラボを使っていない、L I N Eを使っていない方でも、学習センターで講座を受ける時にそのコンテンツに参加することができるといった仕組みも今考えているところです。

○秦委員

52ページのワールドプランニングとのJ-MC Iに関する利用契約で、利用者は料金を払うと書いてあるんですけども、区が提供するの無料だと思っているんですけども。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

区が払うということで、一般の区民の方がお金を払うということはないです。

○飯塚会長

これを利用できるのは区民だけなんですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

J-MC Iについては、区民ではなくても利用することはできます。他の動画ですとか脳トレのコンテンツというところは、住基の確認が取れた65歳以上の区民の方にサービスを絞らせていただいているんですけども、このJ-MC Iについては、若年層のより幅広い世代

の方に認知症について考えるきっかけですとか、それは普及啓発の意味合いも込めていますので、年齢制限関係なく、ご登録いただければご利用いただけるものになっています。

○秦委員

照会サービスとFAQの作成については、別途委託するとなっていますが、この関係については別のところに委託されているんですか。36ページの各種サービスに対する照会対応で、認知症の予防の問い合わせに対し、各種サービスに対する照会の一次対応は、区が別途委託する事業者が行うとなっています。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

おっしゃるとおりです。

○契約課長

田中副会長から事前にご意見をいただいたので、ご紹介したいと思います。まずこの事業は、契約自体は過去のものなんですけれども、事業自体は今も実施しているのですかという話がありましたので、この脳活ラボというページがホームページから見られますので、そういった事業を、今もこれからも継続してやっていきますということでお話しはしております。もう1つが、この効果測定をどのようにやっていくのでしょうかという話がありました。例えば個人Aさんという方が、このコンテンツを使った場合と使っていなかった場合の効果測定というのは、なかなか難しいという話しはしています。ただし利用している方と利用していない方との比較というのは、今後やっていくと聞いています。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

例えば、利用者群と非利用者群で、新規要介

護認定率に差が出るかどうかというところは、将来的には見ていきたいと考えています。もちろんその動画をやるだけではなく、先ほども言った外出の機会や社会参加の促進というところもありますので、トータルで見てそういう認定率に差が出るかどうかというところは、1つ成果の指標として見ていきたいと思っています。

○契約課長

この脳活ラボに登録すると、動画を視聴したりとか、イベントに参加したとか、そういう1人1人の履歴を全部蓄積することができるので、そういった状況を自分でも履歴を見れますし、その利用者としていない方との比較も今後していくということで、やっていければと思います。ちなみにこの脳活ラボの登録目標も、令和7年度は3500人、令和8年度は7000人と、1月20日時点でもう既に6000人以上が登録しているということで公表をいただいている状況です。またもの忘れチェックの利用者数とか、動画の視聴者数についても、目標をかなり大幅に上まわっているという状況です。70万人のうち17万人近くは高齢者なので、また後期高齢者もどんどん増えていて、要介護度も高い方が増えている状況では、この介護予防、認知症予防は1番重要です。皆さんが元気に長生きしていただけるためには必要な施策だと思いますので、今、重点的に取り組んでいると思っております。

○秦委員

2年目以降は、この利用料だけなんですか。

○高齢者地域包括ケア推進課はつらつ高齢者支援係長

今回の契約は、その脳活ラボの基盤システムを作るというところでかかっていますけれども、2年目以降はコンテンツの利用料だけです。

こちらが東京都の補助金を活用して行っているもので、6年度は基盤整備、7年度からサービス提供開始ということになっています。1年1億円で、3年間で最大3億円の範囲で、全てその補助金の中だけでやっています。

議案第5号 介護保険業務委託

○物品契約係長

契約件名は介護保険業務委託となります。契約方式は随意契約2号該当。こちらは令和6年度のプロポーザルの実施において選定された事業者との2号随契となります。契約種別は委託、契約額は11億6500万円余、契約の相手方はパーソルビジネスプロセスデザイン株式会社、区外事業者となります。契約期間は令和7年3月15日から令和13年3月31日となります。概要につきましては、介護保険要介護認定事務、介護保険料徴収事務等です。入札結果につきましては98ページの通りで、随意契約の1者の事業者となります。

○秦委員

この介護保険契約は、契約期間が6年です。パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社との契約は、介護保険だけではなくて国民健康保険も6年契約でやられています。債務負担6年でやられています、他の業務は5年なんです。国の負担行為も5年が限度なんですけれども、地方自治法上制限がないので、別に6年でもいいという合理的理由があればいいんでしょうけれども、6年にされている理由は何ですか。

○介護保険課長

介護保険課の方では、別に3年に1度、介護保険事業計画を制定するという事業がございます。そちらの時期と今回のこの介護保険の契約の時期が、仮に5年の場合だと、15年経つと両方が重なって、計画とこちらの業務のプロ

ポーザルを実施しなければいけないというところがございます。そういった理由で6年契約にすることで、それが重ならないように実施が可能ということになりますので、6年間という期間での契約という形を取らせていただいております。

○秦委員

両方同時に重なると業務的に厳しいということですね。パーソルビジネスプロセスデザインとの契約はもう随分長いと思うんです。どれぐらいになるのですか。

○介護保険課長

平成26年度から契約していますので、12年目、3期目に入ります。

○秦委員

プロポーザルでやられていますけど、応募があるのは1者だけですか。

○介護保険課長

今回は一者だけでしたが、一期目については別の事業者も参加していました。

○秦委員

介護保険は、業務が極めて広範囲に及ぶし、相当なスタッフも揃えなくてはいけないので、1回決まると、優位性があると思います。1番最初のところで大体決まって、あとは他の業者はプロポーザルに名を上げないのですか。常に1者だけになってしまうのですか。

○介護保険課長

1期目は4者がありまして、2期目は3者応募がありましたが、最終的には2者が辞退をしてしまいました。3期目は1者だけでした。

○秦委員

介護保険は業務が広く色々なことをやられています。11億6500万円ですけども、国民健康保険の方でもやられている。このパーソルビジネスプロセスデザインは26億円で。国民健康保険も介護保険も足立区の福祉業務としては、極めて大きなウエイトを占めている業務です。スタッフもすごく多いと思うんですよね。50名とか60名ぐらいいる。だから両方合わせるとすごい人数になるんですけども、足立区として特定の業者に、しかも区民との接点のところのサービスを一括して全部受けてもらう時に、一者に相当大きなウエイトを占めること自身はどう考えられますか。通常ですと、リスク分散というか、その業者になんかあった時にその影響をできるだけ未然に防いでいくということを見ると、分散も考えられるんですけども、保全措置をなんか取っているとかはどうなのでしょう。

○総務部長

本当は多様である方がいいですけども、なかなか区の業務が大きくて、それだけを受け切れるとか、あるいは専門性がまあまあ高いところまで出しているの、そのレベルに耐えうる、受けられる事業者がちょっと限られてきているというのも現状です。問題はあります。リスク分散というところでは、いくつか決まった業者しか受けられないという状況になっているところがリスクでもあると思います。そこはオープンにして、なるべく皆さんに応募していただきたいところですけども、結果としては非常に狭いところをやっているということになっています。

○秦委員

プロポーサルで1回目だと5者、2回目が3者、プロポーサルとしては、おそらく大規模だと思います。これだけの業務で、これだけのスタッフを用意するというのは。今は、受託業者

で、大規模のところも増えていると思います。おっしゃるようになかなかなくて、どうしてもここになってしまうという状況なんですか。

○総務部長

私も審査などに関わっているプロポーザルとか、あるいは業務評価とかありますが、決してたくさんあるという印象ではないです。一方で少し怖いものもあって、場合によっては事業者が、例えば指名停止などがあった時には、ちょうどプロポーザルの時にその事業者が応募ができないとか、実際にそういった状況などもありますので、それは一方でリスクを抱えていると思います。

○秦委員

介護保険のスタッフが50人か60人くらい派遣元から来て、提供されていると思うんですけども、削減の定員数が随分と少ないんです。この介護保険で、常勤が11名、非常勤が3名くらいが定員削減になる程度です。一方国民健康保険の場合には、金額は26億円で、11億円の2.4倍ぐらいなんですけど、常勤が57人、非常勤が31人、臨時が7人削減効果があると短期的に出ています。介護保険でも委託している業務の内容からすると、国民健康保険と業務の内容が異なると思いますが、削減効果が金額の割に少ないのはどう考えればいいのでしょうか。

○介護保険課長

リスクという部分では、ノウハウが例えば全て広範囲に委託事業者の方をお願いをすることで、いざとなった時に我々の方でも戻せないとか、業務が回らないというのが、1番リスクの大きなところと考えて、介護保険課の方では、国民健康保険課の委託している業務の範囲よりも職員の方でコントロールできる部分を少し残している形で、大量に同じような仕事

をやるような部分は、委託に切り出しをさせていただいて、法改正とか職員がやらなければいけない部分のところは残した上で、委託をさせていただいているというところが国民健康保険課とは違うのかなと考えます。

○秦委員

72ページ、73ページに業務一覧表があります。少し気になるところは、要介護認定申請入力だからいいと思うんですけども、その判断・決定権限、決定基準、それから資格保険料業務の決定通知書・納付書・還付通知書等処理、年金保険者への還付処理、特別徴収分の遺族への還付処理、要は区と介護保険者との間での決定権限です。そこに関与するところは、職員がきちんとやっているという確認です。これだけで見ると、どっちかなというような感じの表現のところもあります。

○介護保険課長

作業の部分では委託をさせていただいていますが、認定の部分については区が決定するわけではなくて、認定審査会という、医師ですとか、福祉職の方ですとか、そういった専門職の方が、委託事業者が揃えた資料を元に、議論して決定いただいています。他の資格保険料の方の業務についても、作業部分は切り出しをさせていただいているんですが、実際の決定行為などについては、職員の方で実施をさせていただいていますので、委託というのはあくまで作業に関わる部分というようにご認識していただけるかと思います。

○鈴木委員

契約金額が6年間で11億円は、もう確定と考えてよろしいのですか。

○介護保険課長

基本的には確定金額ではございますが、今

の物価上昇ですとか、取り巻く環境もかなり大きくなっている時代でもございますので、仕様書上にもそういったものがあつた時には、双方協議の上で契約変更などが行えるようにしているところでございます。

○鈴木委員

そうすると委託であっても、契約金額をもし変更するのであれば、またその変更について庁内で了解を得るといふか、担当部局で勝手に決めるってことはありえないと考えてよろしいですか。

○介護保険課長

おっしゃる通りです。庁内はもちろんそうですが、議会も含めて対応させていただくことになります。

○鈴木委員

あと評価委員会の評価結果は、もう出ているのですか。

○介護保険課長

前年度の期間をベースに当該年度の評価をさせていただいて、昨年の10月末に実施をさせていただいて結果も出ております。サービスの窓口の待ち時間ですとか、毎年その事業者の方で窓口に来庁された区民にアンケートなど取らせていただいているのですが、サービスの満足度など7つぐらいの項目に対して、今回で言うと9割強ぐらいの評価をいただきました。

○鈴木委員

どういう委託業務でも書いてあるんですが、内部監査、私も長いこと監査をやってきたので、年1回と書いてあるんですけども、監査する立場からするとそれじゃ足りないんです。だから場合によっては、指摘事項があれば内部監査の回数を増やすとか、監査のやり方を変えると

か、いろんなことが考えられるんです。だからその辺りは、評価委員会で出ていると思うんですけども、業者によってはここがちょっと問題だというようなところがもし出てくるようであれば、それは次に改善に繋がないと、また悪いことが起きてきますから、そこは十分に留意いただきたいと思います。

○介護保険課長

毎年、評価をさせていただいて、いいところ、それから課題になるところを評価委員の皆様にあげていただいています。そういったものを区長の方にも答申をいただいています。毎年、改善するような形でサイクルは回させているところでございます。

○鈴木委員

私の関係でいくと、正月明けに認定の書類を窓口に出しました。そして、認定審査会が2月17日と聞いています。その辺りはなんで時間がかかるのかなとなるんですが、その間に当然、認定の調査で、それはまた委託している業者の方が来るんですが、それぐらいかかるのかなというイメージはわいているんですけども、それなりの期間がかかるというのはやむを得ないというお考えですか。

○介護保険課長

お待たせして大変申し訳ないというところがございまして、もちろん我々としてもできる限り早く申請をいただいた方から、結果を出すまでの期間については、一日でも早くということやらせていただいているのですが、審査会をかけるにあたりまして、訪問調査とかにいらっしやったというお話がありましたけれども、そちらに加えて主治医の意見書というものを揃える必要がございます。昨今、その病院の先生がどうしてもお忙しかったりしまして、そういった書類が両方揃わないと審査会

をかけられないということになりますので、そういったところで少し期間が伸びてしまっているということがございます。

○鈴木委員

予定しているスケジュールと実態はずれてきているというところですね。それは人数を増やしても穴埋めできない話ですよ。だからそれはもう色々と状況を見ながら、毎月報告があるのしょうから、そこで業者と色々と打ち合わせて、スケジュールに遅れがあれば、また改善を進めるというか、なんか方法を探るといような感じですかね。

○介護保険課長

毎月定例会というのを月に1回実施させていただいてまして、そこで大きな方針ですとか、進捗については確認をさせていただきますし、日々、その責任者等と所管の係の担当の方で、対応の協議というのはさせていただいているところでございます。

○鈴木委員

ちなみに、国のルールが変わった時には、この委託業務の内容も変わると考えてよろしいのですか。それで業務が増えたら、契約金額を変えましょうかという話しになるかどうかですが。

○介護保険課長

もちろんそのボリューム感ですとか内容にもよるかと思いますが、一応、当初のプロポーザルの段階では、介護保険の場合は法改正が元々想定をされているものになりますので、そういったものでも対応ができるようにということが、プロポーザル時点で記載をさせていただいています。基本的にはそれを受けていただく前提で、どうしてもこれだけの業務が必要でお金がかかりますということであれば、それは

またご相談なのかなというように考えております。

○飯塚会長

これは随意契約という整理ですけれども、公募型プロポーザルを実施して、それで選んだところと契約しているわけですから。そうすると随意契約として整理していますが、公募型プロポーザルで決定したという整理にはならないんですか。

○契約課長

プロポーザルで1者を決めて、その一者と特命随契をする。いつもそのような整理でやっております。

○飯塚会長

以上で議案第4号から第5号までの質疑を終了いたします。お諮りします。議案第1号から議案第5号までの契約手続きは適正であったと認められるということでご了承いただけますでしょうか。

ー全委員了承ー

3 報告事項

(1) 令和7年度の不調・不落について

○契約課長

それでは資料の99ページをお願いいたします。令和7年度の不調・不落については、12月末現在で125件でございます。100ページに内訳を載せております。まず左上の表ですが、工事は令和7年度、48件の不調・不落が発生しております。令和6年度の同時期に比べて9件増えているような状況でございます。内容としては、建築がかなり増えているところ、また給排水は件数としては少なくなっているところ、特徴的なところで言いますとそういった増減がございます。次に右上の

表は委託契約です。こちらについては令和7年度は77件、令和6年度に比べて7件増えているというものでございます。こちらも内訳としますと、設備設計のところ、少し増えているという傾向でございます。左下の状況別内訳でございます。こちらは125件の内訳です。不落が55件。入札なしというのが49件です。3の処理後結果別内訳、不調になった後どうしたのかというところですが、この125件というのは、重複の案件もございますので、不調になったけれども、その後もう1度やって落札決定しているものは50件、再発注しているものは10件、今年度対応できない、検討先送りしているものが33件というものでございます。内訳については101ページ以降でございます。

○飯塚会長

建築工事の件数が結構増えているような気がするんですが、これも昨今の人手不足の影響ですか。

○契約課長

建築以外もそうなんですが、全業種とも手上げと言うのでしょうか、札入れが平均的に徐々に減ってきているということで、競争性という面では、人手不足とかそういったところの影響で、かなり厳しい状況と考えています。

(2) 指名停止措置状況について

○契約課長

指名停止状況11月から1月までですが、工事契約は2件、物品契約は4件です。業者としては、物品と工事で重複しているものもでございます。107ページですが、1番上の株式会社パソナでございます。こちらは、東京都の事業で個人情報、800名分を漏洩したという事件を受けて、東京都が指名停止をしております。それを受けて足立区でも1月の指名停止をし

たというものでございます。次の株式会社パソナライフケアの指名停止につきましては、こちらは足立区の事業なんです、子育て家庭訪問事業運営委託というもので、対象者に郵送したものが別人の案内が混入しているということ、6名の方の個人情報がおの方に送られてしまったというのを受けて、2月の指名停止をしたものでございます。その下の4つのところ、まず株式会社日本インシーク東京本社営業部ですが、これは工事と物品のものでございます。これは東京都の発注の事業で協力会社の作業員が、斜面から滑落してお亡くなりになったという事故がありました。それを受けて東京都でも指名停止を行っておりますので、その関係で足立区でも1月の指名停止を行ったものです。続いて有限会社兼平です。こちらは特定建設業法の許可を有していないにも関わらず、東京都の公共工事で、この規定に反して下請け契約を締結したということで、指名停止を受けております。建設業法違反ということです。これを受けて足立区でも3月の指名停止をしたものでございます。最後の東京ガスコミュニケーションズ株式会社です。これは東京都の複数の民間工事で建設業法の規定に違反して、資格要件を満たさないものを管理技術者として工事現場に配置したというもので、これを受けて東京都で指名停止を行っておりますので、足立区でも3月の指名停止をしたものでございます。

(3) 令和8年度労働報酬下限額について

○契約課長

毎年、労働報酬下限額の翌年度のものを、検討して告示しているものでございます。1つ目の工事請負契約に関しては、この表の熟練労働者と2のいわゆる未熟練と呼ばれる方々については、2月中旬頃に国から工事の設計労務単価が出ますので、これが出ましたら、この表の記載の通り、熟練に関しては設計労務単価の9割、未熟練については軽作業員の7割というこ

とで式に当てはめて、改めて足立区として告示をする予定でございます。2の業務委託ですが、こちらについては、7年度の足立区会計年度任用職員の事務補助の時給単価をもとに、単価を算出しております。令和8年度は1483円、昨年度に比べて133円プラス、1割程度の増となっております。続いて3の指定管理です。1番目の保育士ですが、これは先ほどの業務委託の単価にプラス100円したものでございます。1583円の時給でございます。次の保育士以外のものについては、業務委託と同じ単価で1483円でございます。(2)の足立区外の施設です。2つございまして、日光と鋸南でございます。鋸南は今、休館中ですが、令和8年度、それぞれ栃木県、千葉県最低賃金を目安に設定しているものでございます。日光に関しては、令和8年度は1132円、前年度に比べてプラス78円でございます。鋸南に関しては、時給単価1204円でございます。110ページですが、労働報酬審議会の委員の主な意見ですが、熟練労働者以外のいわゆる見習い・手元の方々の区分のあり方、また算定方法について、踏み込んで検討されたいということです。これは区分を撤廃して欲しいとか、そういったお話もでございます。また(2)のところでは、今、指定管理は保育士がプラス100円で、特出しで設定しておりますが、それ以外の介護士とか、看護師、その他の職種についても、別に設定した方がいいのではないかとというようなご意見がございました。

(4) 入札制度改革の実施状況について

○契約制度改善担当係長

委員の皆様には、別冊で中間報告というものをお渡しさせていただいているかと思っておりますので、そちらも合わせてご確認いただければと思います。当審議会から令和3年11月に答申をいただきまして、4年10月と5年6月に、合わせて12項目の入札制度改革を実施させ

ていただきました。この中で6年度までの状況について、ご報告をさせていただきます。資料の32ページをお開きいただければと思います。本編では144ページになります。区内事業者の推移の表ですが、1番右端のR3比増減数のところを中心に見ていただければと思うんですが、この令和3年度改革前から現在の7年4月1日なんですが、各業種別で事業者の増減の推移があります。全体としては17事業者が増えている状況になってはいるんですが、先ほど不調の話がありました2段目の建築は、マイナス1社、給排水は増減0。真ん中の5年、6年等は増えていたのですが、令和7年度の4月現在では建築と給排水の業者の増減があまり見られていない、もしくは減少しています。それ以外の業者は、若干の微増という状況でございます。総じて区内の事業者数だけで見れば、それほど大きな増減、要するに減少が著しいという状況にはなっていないことを、ここで確認させていただければと思います。その前提を踏まえまして、まず総括的な部分からで2ページにお戻りいただければと思います。本編で言えば114ページになります。まず区の発注工事がどれぐらい出ているのかというところなんですが、上のア-1というところで、総計のところを見ていただくと、令和4年度は207件ということで少なかったんですけども、それ以外の年度につきましては大体260件程度で、一定の状況で推移しております。ちなみに令和7年度はどうなのかというところなんですが、少し減るような見込みで230から240件くらいかなというふうに見込んでおります。件数としてはこんな状況でございます。続きまして、5ページにいただければと思います。本編でいくと117ページになります。落札率についてなんですが、全体で見ますと92%くらいで推移しております。先ほど審議案件でありましたように、ちょうど真ん中の電気が90%というところで、1番低い状況

でございます。逆に不調等がちょっと続いているという建築、土木、それ以外の業種につきましては、若干高くなってきているという傾向ではあります。落札率は以上です。次に不調率で、9ページになります。本編は121ページです。この業種の不調率というところで、全体としては15%弱くらいの状況なんですが、業種別で見ていただくとかなり差がありまして、電気は全く不調がない、0%という状況になっているんですが、逆に建築は6年度は26.6%で、実は7年度は、今49%くらいまで跳ね上がっています。逆に給排水は6年度41%になっているんですけども、7年度は28.6%として若干落ち着いている状況です。そういった状況で、建築と給排水が不調が高くなっている状況で、これは前の審議会でご説明している通りなので、その状況が数字で見取れるというところでございます。次に13ページにいただくと、先ほど入札の参加がどんどん減っているというところで、1案件あたりの入札の参加者数というものを示しております。これは辞退や無効というものは除いた、あくまでも有効だけを算出しております。全体でいきますと、令和3年度は5者くらいあったのが、令和6年度は4.2者で、実は令和7年度は3.3者ということで、さらに落ち込んでいる状況でございます。これも業種別に見ますと、建築が1.7者というように落ち込んでいまして、実は令和7年度は1者くらいになっていまして、ほとんど競争が建築は生じていないような状況になってしまっています。給排水も1.8者となっていて、これも7年度は1.3者となっていて、ここも競争が生じていない状況でございます。給排水については、これは全国的な傾向ということをお聞きしております。建築ははっきりとはまだ分析しきれない状況です。これが全体的なものなのですが、各12項目につきましては、この後15ページから分析はしているんですが、お時間

がないので1点だけ、17ページを開いていただければと思います。入札参加制限を緩和した、要するに競争率を高めるために、土木、建築、電気については、6000万円以上は2ヶ月、入札に参加できませんよとしていたのを1ヶ月に短くした。給排水、空調については、500万円だったものを3000万円までは自由に参加してよいという形で緩和したんです。本来、この緩和が、ある程度の効果が出ていれば、ここの各入札参加者数が、年数を追って増えていくというのが、我々が望んだ姿だったんですが、今、ご説明した通り技術者不足等々の環境から、毎年減っていきまして、6年度はほぼ2者とか、電気でさえも6年度は5年度に比べて減っているという状況が出ておりまして、基本的にはこの入札制度改革の検証というところに至りたいところなんですけど、全体の大きな影響に飲み込まれてしまっていて、これが果たして効果があったのか、もしくはこれで踏み留まっていて効果があるのか、様々な細かな分析が今のところできない状況になっているというのが、少し特徴的に現れているのでご説明をさせていただきました。

○秦委員

前回の時も申し上げましたが、制度の見直しをする時には、事件の問題があって、それを踏まえてその入札の方式全体を見直すというのがそもそもの趣旨で、それに基づいてやったんですね。特に視点になったのは、競争性が低いところ、落札率がものすごく高く競争性が低いような、そういったところについて重点的に見直しをしたところが、特徴です。ですから6000万円以上のところに視点を当てた、色んな見直しが多かったんです。中心はどちらかというと、競争を高めていこうという考え方が全体の中にあるんです。ですから、どちらかというと競争条件緩和型の内容になっているんです。問題なのは、そこに視点を当てるのか、今

おっしゃったように大きな流れの中に飲み込まれてしまうという部分があるので、そっちに視点を当てていくのかによって、全然中身は違ってくるので、今どっちかというところ、ここを言っているのは入札制度を見直したところについて、どうなっていますかというのを見ていくわけです。そこに視点を当てて考えれば、その全体の話です。大きな波に飲み込まれる部分の話をクローズアップするのは、問題提起としてはいいんですけども、そこを全面的に取り出して視点を当てていくような報告のやり方というのは、いかがなものかというのがまず1点あります。111ページを見ると、1番最初のところに入札全般についてどの程度表現するかというのはあるかと思いますが、グラフ等に基づいてここを全面的にすると、それは工事の入札そのもの見直しの話になってくるので、ちょっと違和感があります。そこも少し見直しされた方がいいと思います。中間報告書で、111ページ目は入札制度改革の概要です。114ページから入札制度改革前後の入札実績です。これが飲み込まれる部分の話をずっとされているんです。全体を総括的に見るというのはいいんですけども、これだけクローズアップしてくると、こっこの検討をすべきだという話になってくるので、視点が全然違います。問題になるのは、その2のところ、(2)の令和4年10月改正と(3)の令和5年6月改正の部分がどうなっていますかに繋がってくるので、大上段に掲げた大きな問題です。入札制度改正はどちらかというと、高額な部分、競争性がなかなか少ないところについて、競争性を確保するところに視点を当てています。一方2(1)概括については部分ではなくて、工事全体の話しになっているので、件数でいくと圧倒的に小規模なり中規模のものが多いわけです。そっちの話しに行ってしまうので、そうするとこの趣旨は何かということになる。できれば大上段の部分については、

表は必要だと思いますけれども、後ろの方に参考にするとかして、視点はあくまでも制度改正についてどうだったかというのを中心に考えていただくと、制度改正がクローズアップされて、どうだったかということが見やすくなるのではないかというのが、2つ目です。したがって、中間報告は2であれば、(1) 概括のところは参考の方に移していただいて、(2) の令和4年10月改正の実績・評価、(3) の令和5年6月改正、こちらを中心に上げていただいた方が主張するところの意味が、より目的適合的になるというのが意見です。内容的にももう少し丁寧に判断していただいた方がいいというのが全体的にあります。全体の比率で考えて前に比べてあまり変わらないから変わらないとか、あるいは減っているという表現が至るところにあります。そういう考え方で評価されたいです。制度を改正する。それによって競争性が拡大しているかどうか。制度としては拡大するけれども、実績は大きく飲み込まれて出ていないがゆえに、その評価をするということではなくて、競争環境が拡大しているということをクリックアップすべきだと思います。そうすると増加していれば、少なくとも増えているのは間違いないので、そこを評価すべきではないかというように思います。したがって述べる時は、淡々と率は平均より落ちているとか、前と変わらないとかいう話しになっているんですけども、そうではなくて追加した部分が増加していれば、それは増加なんです。効果はあったことになるのです。率としては低いというだけなんです。そういうところが至るところに散見されるので、もう少し丁寧な評価をしていただくと、その制度改正の趣旨なり目的がより分かりやすくなるように思います。最後に145ページのところで、最低制限価格未満での入札による不落等の対応について、これは今回対応していません。評価になっていますが、ここは誤解を招くので、しかも趣旨が少し違うようにも

思うので、ここは見直ししていただきたいと思っています。したがって111ページから112ページの表のところは、もう少し丁寧に書いていただいた方がいいと思います。アからスまでで、スは削除した方がいいと思います。その内容について淡々と数字で比較だけをしている話になっていますけれども、それより制度として競争性が確保されているかどうか、拡大しているかどうか、そこを重視して、ただその数字的にはそうになっていない。しかし増加はしている。そういうところの意味を、もう少し出していただいた方が、制度改正の趣旨に合うのかなというように思います。

○契約課長

この資料については、この後に議会に出すかどうかも含めてまだ検討中です。まずは紹介させていただいて、また引き続きご意見を頂戴しながら進めていこうと思います。

○秦委員

新たな要素を入れて増加している以上は、そこは効果があると見てもいいと思います。それが率としては少ないかもしれないけれども。全体には入札者が減っているので、減っていくのはまさに飲み込まれている部分なので、全体が減っているので、効果ないという表現が強くなっています。制度として環境が整備されているかどうかという部分が大事なので、入札環境を随分と広げている話なのです。そのところが一切出てなくなっています。出ることが望ましいと思います。

○飯塚会長

ご指摘は確かになるほどというところがあって、もう少し評価のところを踏み込んで検討していただいた方がいいのかなという気はしました。確かに大きな流れが大きすぎて、本当に飲み込まれているという感じがします。確か

にご指摘の通り制度改革したところは、どうなのかというところが、これだけだと分かりにくいと思います。

○契約制度改善担当係長

今のお話の通りで、実は1年度全てのトータルの結果が出ているのが、4年度の10月に実施したものは、まだ5年度と6年度の2年度。5年の6月から実施したものは、実は6年度の1年分しか出ていません。秦委員のおっしゃる通りで、この結果だけを持って評価してしまうというのは、あまりにも乱暴な話しというのはその通りです。ただ、この数字を読むにあたって、現在その最初にお話しした事業者数は減っていないんですけども、入札者数が減っていて、この数字そのものだけを見ると、なかなかその正当な評価が難しくなるようなことがあったので、注釈をさせていただきました。基本的には、中間とさせていただいているところで、この結果だけを持って、軽々に結論付けるという意味ではございません。その点をご了承いただければと思います。

○飯塚会長

そうですね。引き続き検証は続けていただければと思います。

○鈴木委員

そういう意味では、緊急的に今、ルールを変更しなくてはいけない部分は無いと考えてよろしいですか。

○契約制度改善担当係長

補充指名は、50%増えています。補充指名そのものについては効果があって、これをやらなければ不調になっていたものが、補充指名をやることによって、入札に参加するものが少し増えているというところがあります。逆に補充指名が半分になっているということは、それだ

け応募者がいないから補充しているという実態もあるので、ここの評価をどういうふうにするかというのは、もう少し経過を見てみないとはっきりしたことは申し上げられないところがございます。そのため鈴木委員がおっしゃったように、何か今、手を打たなくてはいけないと言えれば不調対策になるとは思いますが、先ほどあったように時期をずらすとか、大きくまとめるとか、いろんなものでこの評価をある程度正当にできるような状態に近づける必要があるかなというように感じております。

○秦委員

142、143ページの総合評価方式なんですけども、6000万円以上を総合評価方式に切り替えて、それを過半数にするという話だったのですが、既に6年度の段階で発注率58%。6000万円未満も1件あるんですけども、基本的に6000万円以上で見ると58%を超えているので、過半数を超えている状況です。ですから入札制度改革のところの目標は、既に達成しています。今までの入札制度を総合評価方式に切り替える大きな改正です。その評価をこの中でやるのもいいと思いますが、総合評価方式を別途取り上げ、評価し、このままで行くのか、改善した方がいいのか、その検討と評価をする必要があるのではないのでしょうか。

○契約課長

総合評価だと新規事業者が入りにくいとか、色々な課題があるので、今、目標として令和7年度50%というところなので、これ以上増やすというのもどうかと思っています。ただし、どこのラインが適正なのかというのは、ある程度検討しなければいけないと思っています。

○秦委員

これは58%で、もう超えていると考えてい

いんですよね。6000万円以上の中の総合評価が5割を超えるというのが目標だったんですが、6割になっていますけれども。

○総務部長

その中身も業務によって偏りがあつたりするので、そこも見ないといけないというのがあります。できるものをやったら、やれたみたいな状態なので、本当にそこができるものでいいのかとか、業態のバランスだったりとか、色々な事情を組んで、ふさわしい、ふさわしくないという中身を見ないといけないと思います。

○秦委員

国の施策でも、総務省の方針でも、品質確保の工事を行うことで、総合評価方式を位置付けられています。そういう意味では進めることはわかるのですが、ではどの程度まで進めた方がいいのか、どの程度にするのか、方式をどうするのか、そういうことも考える必要があると思います。

○総務部長

新しいところが入りにくいということもあるので、そこをどう考え、どう対応していくのかということもあります。

○鈴木委員

総合評価方式の学識者の意見を求めるところで、私は過去に落札した後にヒアリングをかけることは無しでずっと来ているのですが、他の委員の方は、有り無しの調査の結果について、こうありましたというのがあつたら、少し聞きたいなと思ったのですが、それはいいのですか。

○秦委員

この工事を総合評価にして、この工事についてはしないという判断基準がわかりにくいです。提示されますので、それを受けて判断はし

ますけれども、その選定について必ずしも理解できていないので、総合評価方式が相応しいか否かについては、技術面を含めその工事の内容に入らないとわからないと思います。どこまで内容に入るかにもよりますが、そこまではできる状況ではないです。

○契約課長

発注課の方では、価格だけではなくて技術とかそういったことでということです。

○秦委員

技術評価を見るということであれば、その内容を示す資料がないとなかなか判断は難しいですし、技術評価が適正にできるか疑問があります。

○鈴木委員

最近、ダウンロードをやったんですが、読み込みになってしまつて変更しようと思つたら変更できないので、もう1回メールから呼び出して保存かけてやりました。そういう技術的なことが私はできませんので、余分なことをやっています。

○飯塚会長

本日の審議会はこれまでとします。議事録は事務局で作成して、各委員に送付願います。委員全員が内容を確認後に、区長へ提出といたします。よろしいでしょうか。

—全委員了承—

○飯塚会長

以上をもって令和7年度第3回足立区公契約等審議会を閉会します。円滑な議事進行にご協力をいただき感謝いたします。